

木造住宅にお住まいのみなさんへ

# 耐震診断・改修の費用を補助します!

近い将来予想される南海トラフ地震。あなたの生命と財産を守るために、住まいの耐震化を行っていますか? 耐震診断から耐震改修まで町の補助制度により自己負担額を軽減します。

令和7年度よりすべての補助額を  
拡充しました!!

## 木造住宅耐震化までの流れ

予算に達した場合は、  
受付を終了します。

【代理受領制度】  
※イメージ

※1 住宅所有者の一時的な金銭負担を軽減するため、申請時に支払う診断料を10,000円で診断・補強計画が行えるようになりました。(200㎡以下の場合)



### ステップ1 耐震診断

#### 耐震診断

【耐震診断とは】  
建築物が地震に対して耐震性能を保有しているかどうかを判断するための調査をすること。

#### ①補助の対象

- ・町内に存する一戸建て住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・構造が木造在来軸組工法であるもの(ツーバイフォー工法、ログハウス、プレハブ工法は除く)
- ・地上階数が2以下のもの

#### ②補助の内容

(延床面積200㎡以内の場合)

- ・耐震診断費用は1件(1棟)あたり、90,000円です。

その内**80,000円**を補助します。

**自己負担額 (10,000円)**

※1 代理受領制度

### ステップ2 補強計画

#### 全体補強計画

【全体補強計画とは】  
耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、どこをどのように補強するかを検討すること。

#### 部分補強計画

【部分補強計画とは】  
耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、建築物の一部を耐震化するために、どこをどのように補強するかを検討すること。

#### 補助の内容

(延床面積200㎡以内の場合)

- ・補強計画費用は1件(1棟)あたり90,000円です。

その内**80,000円**を補助します。

**自己負担額 (10,000円)**

※1 代理受領制度

### ステップ3 耐震改修

#### 全体耐震改修

※耐震改修とならない  
工事は補助対象外

【全体耐震改修とは】  
必要な補強工事を行い、建築物の基礎や骨組みを補強することにより、倒壊しにくい建物にすること。

#### 補助の内容

- ・耐震化工事に要する費用の80%の金額を補助します。

但し、**補助限度額は115万円**です。

#### 部分耐震改修

※耐震改修とならない  
工事は補助対象外

【部分耐震改修とは】  
必要な補強工事を行い、建築物の一部を耐震化のために改修する工事。

#### 補助の内容

- ・工事に要する費用の50%の金額を補助します。

(但し、※高齢者等にあつては80%)  
**補助限度額は80万円**です。

### 耐震改修となる工事

(例)

- ・筋交い及び構造用合板の設置に伴う外壁及び内壁等の解体及び新設工事
- ・耐震工事のための内装仕上げの復旧(解体・施工に伴う範囲)
- ・耐震工事のための仮設
- ・既存窓を撤去し、耐力壁に変更する工事
- ・全体補強計画に伴う、基礎補強

### ※耐震改修とならない工事

(例)

- ・キッチンやユニットバスの入替
  - ・クロスの張替えのみ
  - ・クラックの穴埋め
  - ・床材の張替えのみ
  - ・ガラスの交換
  - ・手摺の取付
  - ・補強計画に該当しない屋根吹替や防水工事
  - ・窓や玄関の交換工事
  - ・設備機器の更新及び修理
- その他、不明な点はお問合せください。

### 耐震シェルター・防災ベッドの設置

【耐震シェルター・防災ベッドの設置】

耐震診断の結果、耐震性に問題がある場合、居住している住宅内に、建物の倒壊から自らの命を守るための装置を設置すること。

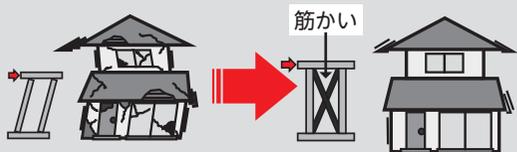
※1階部分に設置することが条件

#### 補助の内容

- ・装置の購入・運搬・設置に要する費用の50%の金額を補助します。

(但し、※高齢者等にあつては80%)

**補助限度額は80万円**です。



\*詳しい内容については、早島町役場建設課までお問い合わせください。  
(☎086・482・0614)

※高齢者等

65歳以上又は障がい者の方が居住している世帯及び収入分位25%以下の世帯